

第12号 自然的土地利用と調和のとれたレクリエーション施設

1 趣旨

市街化調整区域における自然的土地利用と調和のとれたレクリエーションのための施設を構成する建築物を対象とする。

2 申請要件

申請内容は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当しなければならない。

(1) キャンプ場、スキー場等第二種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設であって地域における土地利用上支障がなく、管理上又は利用上必要最小限不可欠である建築物で次の各要件を満たすもの。

ア 当該キャンプ場等の施設自体が周辺の環境等に適合し、かつ、地域の土地利用計画に整合した内容のものであること。

イ 管理棟、バンガロー等必要最小限の施設である建築物であって周辺の自然環境に調和した簡素なものであること。

ウ 用途変更が容易なものでないこと。

エ 自然公園法（昭和32年法律第161号）その他の法令に適合していること。

(2) 第二種特定工作物の利用増進上宿泊機能が必要不可欠であり、かつ、周辺の状況等から判断して当該工作物の敷地内に建築することに格段の合理性がある宿泊施設である建築物で次の要件を満たすもの。

ア 当該工作物の利用目的及び利用者の属性から宿泊機能が必要不可欠であること。

イ 市街化区域における宿泊施設によっては円滑な対応が困難であること。

3 申請地

申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律による農用地区内の土地でないこととする。

4 建築物の規模及び用途

(1) 規模 レクリエーションのための施設の用途に照らして、適切なものであること。

(2) 用途 レクリエーションのための施設